

久喜市立体育施設及び久喜市栗橋 B&G 海洋センター管理業務仕様書

久喜市立体育施設及び久喜市栗橋 B&G 海洋センター（以下「栗橋 B&G 海洋センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様によるものとする。

【1】 菖蒲温水プール

1 施設名称及び概要

| | |
|------|--|
| 名 称 | 菖蒲温水プール |
| 施設概要 | 鉄筋コンクリート造り平屋建 延べ床面積 1,804.36 m ² 【プール施設】 <ul style="list-style-type: none">・大プール 25m×17m 8 コース 深さ 1.2m～1.3m・幼児用プール 13m×4m 深さ 0～0.5m 片側全面スロープ・ジャグジー 内径 2m×3m 楕円形・ラウンジ、事務室、研修室、医務室、採暖室、更衣室・開閉式トップライト 【附属施設】 <ul style="list-style-type: none">・キュービクル、珪藻土沈殿槽、灯油用屋外貯蔵タンク、駐輪場、掲示板、案内標、上下水道施設、消火栓 |

2 プール監視等業務

利用者の安全及び快適なプール環境を提供するため、プール監視員による安全監視や利用者の安全確保に必要な業務を実施すること。

(1) プール利用時間

午前9時から午後9時

※1回あたりの利用（入館から退館まで）は3時間まで

(2) 監視員の配置人数

業務を確実かつ円滑に実施できるように適正な人員を配置すること。

(3) 業務内容

ア 利用者の安全確保に関すること。

- ・利用者の安全確保のためのプール内及び水中の監視の実施。
- ・プール槽及びプールサイドの安全点検の実施。
- ・溺水者感知システム等を設置するなど、プール監視体制を強化すること。

イ 点検・清掃等に関すること。

- ・開館前、閉館後にプール内及びプール周辺の安全点検及び清掃の実施。
- ・開館前のプール準備及び閉館後の片付けの実施。
- ・プール浮遊物及び水底沈殿物の除去等などを適時実施し、安全で快適な環境を提供すること。

- ウ 緊急時の対応に関すること。
 - ・プール内での事故等発生時には、直ちに事故者を引き上げ保温・人工呼吸等の応急措置を行うとともに消防署等への緊急通報を行うこと。
 - ・消防救急隊又は医師へ引き渡すまでの間は救助活動を続けること。
 - ・ケガ人や気分が悪くなった者に応急手当をするとともに、状況により消防署へ緊急要請をすること。
 - ・市担当課へ直ちに報告すること。

エ その他

- ・上記に定めるものの他、利用者の安全確保やプール運営に関し必要な業務を実施すること。

(4) 監視員の留意事項

- ア プールの監視に従事する者は、利用者の安全の確保及び応急処置がとれるよう訓練を行うこと。
- イ 監視に従事する者は、(公益財団法人)日本体育施設協会認定の水泳指導管理士、(財)日本赤十字社水上安全講習及び普通救命講習等の終了資格を有する者など、水泳プールの維持管理、事故防止の安全指導や救助等を目的とした資格を有する者。
- ウ 監視員は自己に与えられた業務内容を熟知し、遂行すること。
- エ 監視員は業務場所が公共施設であることを十分理解し、言葉遣い、態度等に注意し、誠実かつ親切で公平な態度で接すること。
- オ 利用者の安全確保を第一とし、事故等の発生がないよう十分配慮すること。
- カ 利用者に対し、注意事項を遵守させ、安全で快適なプールの運営に努めること。
- キ 監視員は、常に体調を整え、いつでも入水可能な状態にしておくこと。
- ク 危険な行為の早期発見及び指導を行うこと。
- ケ 救助用具を常に整備しておくこと。
- コ 人工呼吸等応急措置を的確にできるよう、常に訓練しておくこと。
- サ 注意事項及び休憩時間等の放送を行うこと。

3 消防用設備等保守点検業務

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)17条第1項の規定により設置されている、消防用設備等に係る同法第17条の3の3で定められている定期点検を実施する。

(1) 点検の種類と期間及び点検すべき設備

| 点検の種類 | 点検の期間 | 消防用設備等の種類等 |
|----------------------|-------|-------------------|
| 定期点検 (外観点検及び機能点検) | 年1回 | ・消火器具 ・自動火災報知機 |
| 総合点検 | 年1回 | ・非常警報設備 ・誘導灯設備 |

(2) 点検結果の報告等

点検ごと又は3年に1回報告する。

※点検結果の報告等の各様式は、昭和50年消防庁告示第3号第4で定める別記様式又は昭和50年消防庁告示第14号で定める点検票の様式とする。

4 自家用電気工作物保安管理業務

敷地内に設置されている自家用電気工作物を電気事業法及び電気設備の技術基準を遵守し、適切に維持管理する。

(1) 自家用電気工作物の概要

| | | |
|-------|-------|-----------|
| ・設備内容 | 400 | キロボルトアンペア |
| ・最大電力 | 245 | キロワット |
| ・受電電圧 | 6,600 | ボルト |

(2) 点検の回数

月次点検 月1回、年次点検 年1回

(3) 履行細目

履行細目については、「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」に基づくものとする。

5 自動ドア保守管理業務

利用者の安全のため、館内自動ドア設備を適正に維持管理する。

(1) 対象機器

| |
|---|
| ・自動ドア2台（機種：ナブコシステム（株）製 DS-11D※内側 VS-60D※外側） |
|---|

(2) 業務の内容

ア 保守定期点検 年3回以上

- ① 外観点検：装置の据付状況、構成部材の状況、各締結部の状況などを目視点検にて変形損傷の有無を確認。
- ② 機能点検：装置の構成部材及び機器類の機能が使用規格通りの正常性能の状況にあるかを点検確認。
- ③ 総合点検：装置及び付帯設備が連動して使用規格通りに正常作動し安全性能を確保しているかを総合的に確認。

イ 故障対応

自動ドア設備の故障等に対しては、速やかに対処し復旧に努める。

6 空調等設備保守管理業務

利用者に快適な利用環境を提供するため、空調等設備を適切に維持管理する。

(1) 対象機器、及び点検回数

| 機器等名称 | 点検回数 |
|--------------------------|---------|
| ・ R R - 1 空気熱源ヒートポンプユニット | 年 2 回以上 |
| ・ R R - 2 空気熱源ヒートポンプユニット | 年 2 回以上 |
| ・ A C P パッケージ型空気調和機 | 年 2 回以上 |
| ・ A C - 1 ユニット型空気調和機 | 年 2 回以上 |
| ・ F C U ファンコイルユニット | 年 2 回以上 |
| ・ 空調自動制御機器 | 年 2 回以上 |
| ・ 遠赤外線暖房機 | 年 1 回以上 |
| ・ 冷温水ポンプ | 年 2 回以上 |
| ・ F R - 1 排気ファン | 年 1 回以上 |
| ・ トップライト | 年 1 回以上 |

(2) 点検報告

点検作業終了後、必要事項を記入し点検作業報告書を提出する。

ア 機器メーカー、型式、製造年等

イ 消耗部品（ベルトNo、ベアリングNo等）

ウ 調整、改修、修理内容

エ その他上記内容を参考に点検報告書を作成

(3) 緊急対応

空調設備の故障等に対しては、速やかに対処し復旧に努める。

(4) 冷媒管理

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく点検を実施する。

7 濾過装置保守管理業務

プールの水質を常に安全で衛生的な状態に保つため、濾過装置を適正に維持管理する。

(1) 業務対象機器（台数）、及び点検回数

| | |
|------------------|-------|
| ア 全自動珪藻土濾過装置（2台） | 年4回以上 |
| イ 全自動砂層式濾過装置（1台） | 年4回以上 |
| ウ 水質モニター（1台） | 年4回以上 |
| エ バイブラユニット（1台） | 年4回以上 |
| オ ジェットユニット（1台） | 年4回以上 |
| カ 滅菌機（3台） | 年4回以上 |
| キ リーフ強制洗浄（2台） | 年2回以上 |

(2) 点検報告

点検作業終了後、必要事項を記入し点検作業報告書を提出する。

- ア 機器メーカー、型式、製造年等
- イ 消耗部品（ベルトNo、ベアリングNo等）
- ウ 調整、改修、修理内容
- エ その他上記内容を参考に点検報告書を作成

(3) 緊急対応

濾過装置の故障等に対しては、速やかに対処し復旧に努める。

8 珪藻土汲取り業務

プールの水質を常に安全で衛生的な状態に保つため、珪藻土沈殿槽排水ピット内の珪藻土の汲取りを実施する。

(1) 珪藻土汲取り回数

年3回（4ヶ月に1回）以上

(2) 珪藻土汲取り量

年7, 200kg程度（1回当たり2, 400kg程度）

※珪藻土沈殿槽排水ピットの大きさ 2m×3m

沈殿の深さ 0.3m～0.4m

(3) その他

ア 1回につき珪藻土沈殿槽排水ピット内の珪藻土をバキューム車等で全て汲取ること。

イ 汲取った珪藻土は産業廃棄物（汚泥）として適切に処分し、完了後は manifests 等の書類を速やかに提出すること。

ウ 施設を棄損した場合は復旧すること。

9 環境測定業務

プールの水質及び空気環境を常時安全かつ衛生的に保つため、法に基づく建築物環境衛生の検査を実施する。

(1) 業務内容

ア 水質検査・報告

① 定期検査（1ヶ月以内ごと）の実施。

- ・水質検査Aの項目 年10回
- ・水質検査Bの項目 年1回以上
- ・測定点は、3プール6ポイントとする。

② 水質検査結果の報告。

- ・水質検査結果は速やかに市担当課及び幸手保健所へ報告すること。

イ 空気環境測定

① 定期検査（2ヶ月以内ごと）の実施。

- ・温度、湿度、気流、炭酸ガス、一酸化炭素、浮遊粉塵の測定を実施する。
- ・測定点は、3ポイントとし、1点を1日3回測定する。

ウ 測定結果の記録作成及び保管

① 測定記録の保管

各種業務の測定記録、その他維持管理に必要な書類は5年間の保存に耐えるよう整理・保管すること。

エ その他

測定結果に異常があった場合には、直ちに市等の関係機関に連絡を行うとともに、改善に必要な措置を行うこと。

(2) 水質検査項目について

| 項目 | 実施回数 | 測定項目 | 検体数 |
|-------|-------|----------------|-----|
| 水質検査A | 年10回 | ・一般細菌 | 6検体 |
| | | ・水素イオン濃度 | 6検体 |
| | | ・過マンガン酸カリウム消費量 | 6検体 |
| | | ・大腸菌群 | 6検体 |
| | | ・濁度 | 6検体 |
| | | ・遊離残留塩素濃度 | 6検体 |
| 水質検査B | 年1回以上 | ・一般細菌 | 6検体 |
| | | ・水素イオン濃度 | 6検体 |
| | | ・過マンガン酸カリウム消費量 | 6検体 |
| | | ・大腸菌群 | 6検体 |
| | | ・濁度 | 6検体 |
| | | ・遊離残留塩素濃度 | 6検体 |
| | | ・総トリハロメタン | 3検体 |
| | | ・レジオネラ菌 | 5検体 |

10 自動券売機保守点検業務

プール入場券を発行する自動券売機を常時正常な状態に維持管理する。

(1) 対象機器

・型式：KA225PN型自動券売機（1台）

(2) 業務内容

- ア 保守定期点検 年2回以上
- イ 保守点検時の注油、部品交換等の適切な処置
- ウ 故障対応
- エ 消耗品、付属品の交換等

11 機械警備業務

施設の破壊や財産の盗難等を防止し、財産の保全を図るため機械警備を実施する。

<現在の状態>

| | |
|-------------|---|
| 委託先 | セコムMX（一般公衆回線使用） |
| 業務の種類 | ・防犯サービス ・火災監視サービス |
| 警備時間 | 原則として、閉館している間とする。ただし、休館日については終日とする。 |
| 異常発生時における処置 | 警報機器により異常の発生が伝達された場合は、緊急対処、及び警察機関又は消防機関への通報を行う。 |
| 事故報告書の提出 | 業務実施時間中に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について事故報告書を提出する。 |

12 清掃業務

利用者に快適な環境を提供するため、日常清掃及び定期清掃を作業基準に基づき実施する。

(1) 日常清掃作業基準

| 作業箇所 | 作業内容 |
|---------------|--|
| 床面部分 | ・ P タイル等部分を掃除機・モップ等を使用し、除塵、拭き清掃を実施する。 |
| 洗面所及び流し台 | ・ 陶器類を（洗面器、便器）薬品で洗浄後、清水で仕上げ、何時でも使用できる状態を維持する。特に、サニタリーボックス及び女子洗面所の汚物は速やかに処理する。 ・ また、トイレットペーパー、石鹼液（殺菌・消毒用）の補充をし、流し台の清掃は、常に清潔な状態を維持する。 |
| 金属部分及びガラス | ・ 玄関まわりのガラスドア及びマット類の手入れを行い、その他の金属磨きを行う。 |
| 椅子、テーブル等の什器備品 | ・ 材質に応じて清掃を行い、常に清潔な状態を保つように処理する。 |
| 紙屑入れ等 | ・ 各室の紙屑等は、巡回して見苦しくない状態を保つように処理する。 |
| 外周及び外構 | ・ 玄関前、駐車場、植込み等の外回り全体の掃き掃除及び投棄物除去、排水溝の清掃を行う。（玄関、外階段の洗浄含む） |
| 壁面等 | ・ 扉、間仕切、棚等の埃及び汚れを適時除去する。 |

(2) 定期清掃作業基準

| 作業箇所 | 回数 | 作業内容 |
|---|-------|--|
| 玄関ホール 事務室 廊下 ラウンジ | 年4回以上 | ・床は、ほこりを取り除いた後、洗浄し、乾燥後ワックスがけを行う。 汚れがひどい場合は、剥離剤による汚れの剥離を行う。 |
| 下足室 研修室 職員更衣室(男女) 給湯室 トイレ | 年4回以上 | ・床の内、洗浄が適さないものについては、ほこりを取り除いた後ワックスがけを行う。 ・金属部分は、専用クリーナーで錆、汚れを落とし、乾燥仕上げを行う。 |
| プール男女更衣室 更衣室内トイレ シャワー室 プール男女洗面所 身障者用更衣室 採暖室 プール棟内床 排水用グレーチング | 年4回以上 | ・マット部分は取り外し、専用洗剤にて清掃する。 ・トイレ及びシャワー室は、専用洗剤による清掃とする。 ・材質によりワックスがけが不要なものについては洗浄のみ行う。 ・金属部分は、専用クリーナーで錆、汚れを落とし、乾燥仕上げを行う。 |
| プール内 (25m・幼児・ジャグジー・強制シャワー) | 年2回以上 | ・専用洗剤により汚れを落とし、洗浄を行う。 ・金属部分は、専用クリーナーで錆、汚れを落とし、乾燥仕上げを行う。 |
| ガラス・サッシ | 年1回以上 | ・片面(外側)を洗剤で汚れを落とし、乾ふきで仕上げる。 |
| 網戸 | 年1回以上 | ・専用洗剤により汚れを落とし、洗浄を行う。 |
| 照明器具 | 年1回以上 | ・天井直付けの器具については、球及び笠の内・外側の汚れを洗剤で拭く。 ・天井吊下げの器具については、球及び笠の内・外側の汚れを洗剤で拭く。 |
| 給・排・通気ファン | 年1回以上 | ・器具本体の内、外側の汚れを洗剤で拭く。フィルターは専用洗剤にて清掃し、乾燥仕上げを行う。 ・金属部分は、専用クリーナーで錆、汚れを落とし、乾燥仕上げを行う。 |

| | | |
|-------------------|-------|--|
| プール棟内ステンレス(梁・カバー) | 年1回以上 | ・専用洗剤により汚れを落とし、磨きをかけてコーティング剤を塗布する。 |
| 環水槽 | 年2回以上 | ・水槽内の水を抜き、異物や沈殿物を除去する。除去後、水槽内に水を張り、機器の作動確認を行う。 併せて、亀裂や警報装置等点検を行う。 |
| 館内消毒 | 年2回以上 | ・プール内を除く全域において、薬剤を散布する。 |
| 貯湯槽 | 年1回以上 | ・水槽内の水を抜き、異物や沈殿物を除去する。除去後、水槽内に水を入れ、機器の作動確認を行う。 |

(3) その他

ア 敷地内の保全と美観を維持するため、必要に応じて、敷地内の清掃及び除草を実施すること。

イ 定期清掃は原則として休館日に実施する。

ウ なお、作業実施に当たっては、来館者に不快感を抱かせないように、誠実な態度で当たらなければならない。

13 NHK運動施設利用受付

久喜市民及び久喜市在勤者を対象にNHK運動場（野球場、テニスコート）の利用予約を行う。

(1) 受付時間 午前9時から午後9時まで

(2) 受付内容 希望者から利用希望日を聞き、NHK菖蒲久喜ラジオ放送所に電話をし、利用可能であれば、運動施設利用受付管理票を発券する。

※予約は、野球場が同日の1か月先まで、テニスコートが同曜日の翌週まで。」

(3) その他 毎月第2火曜日は菖蒲温水プールが休館のため、第2火曜日に出来る予約は、その前日にできるものとする。年末年始の予約は、別途協議する。

14 特定建築物定期調査

3年ごとに特定建築物定期調査を行う。

15 建築設備等定期検査

毎年行う建築設備定期検査を行う。

【2】 鷺宮温水プール

1 施設名称及び概要

| | |
|------|---|
| 名 称 | 鷺宮温水プール |
| 施設概要 | 鉄筋コンクリート造り 2階建 延べ床面積 1,783.48 ㎡ 【プール施設】 ・大プール 25m×17m 8 コース 深さ 1.1m～1.3m ・幼児用プール 12m×5m 深さ 0.5m～0.6m ・ロビー、事務室、給湯室、障がい者更衣室、更衣室、講習室、 救護室、採暖室 ・開閉式トップライト 【附属施設】 ・キュービクル、灯油用危険物地下タンク、受水槽、駐車場、駐 輪場、掲示板、案内標、上下水道施設、消火栓 |

2 プール監視等業務

利用者の安全及び快適なプール環境を提供するため、プール監視員による安全監視や利用者の安全確保に必要な業務を実施すること。

(1) プール利用時間

午前9時から午後9時

※1回あたりの利用（入館から退館まで）は3時間までとする。

※休憩時間を2時間に1回設ける。

(2) 監視員の配置人数

業務を確実かつ円滑に実施できるように適正な人員を配置すること。

(3) 業務内容

ア 利用者の安全確保に関すること。

- ・利用者の安全確保のためのプール内及び水中の監視の実施。
- ・プール槽及びプールサイドの安全点検の実施。
- ・溺水者感知システム等を設置するなど、プール監視体制を強化すること。

イ 点検・清掃等に関すること。

- ・開館前、閉館後にプール内及びプール周辺の安全点検及び清掃の実施。
- ・開館前のプール準備及び閉館後の片付けの実施。
- ・プール浮遊物及び水底沈殿物の除去等などを適時実施し、安全で快適な環境を提供すること。

ウ 緊急時の対応に関すること。

- ・プール内での事故等発生時には、直ちに事故者を引き上げ保温・人工呼吸等の応急措置を行うとともに消防署等への緊急通報を行うこと。
- ・消防救急隊又は医師へ引き渡すまでの間は救助活動を続けること。

- ・ケガ人や気分が悪くなった者に応急手当をするとともに、状況により消防署へ緊急要請をすること。
- ・市担当課へ直ちに報告すること。

エ その他

- ・上記に定めるものの他、利用者の安全確保やプール運営に関し必要な業務を実施すること。

(4) 監視員の留意事項

- ア プールの監視に従事する者は、利用者の安全の確保及び応急処置がとれるよう訓練を行うこと。
- イ 監視に従事する者は、公益財団法人日本体育施設協会認定の水泳指導管理士、日本赤十字社水上安全講習及び普通救命講習等の終了資格を有する者など、水泳プールの維持管理、事故防止の安全指導や救助等を目的とした資格を有する者。
- ウ 監視員は自己に与えられた業務内容を熟知し、遂行すること。
- エ 監視員は業務場所が公共施設であることを十分理解し、言葉遣い、態度等に注意し、誠実かつ親切で公平な態度で接すること。
- オ 利用者の安全確保を第一とし、事故等の発生がないよう十分配慮すること。
- カ 利用者に対し、注意事項を遵守させ、安全で快適なプールの運営に努めること。
- キ 監視員は、常に体調を整え、いつでも入水可能な状態にしておくこと。
- ク 危険な行為の早期発見及び指導を行うこと。
- ケ 救助用具を常に整備しておくこと。
- コ 人工呼吸等応急措置を的確にできるよう、常に訓練しておくこと。
- サ 注意事項及び休憩時間等の放送を行うこと。

3 消防用設備等点検業務

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)17条第1項の規定により設置されている、消防用設備等に係る同法第17条の3の3で定められている定期点検を実施する。

(1) 点検の種類と期間及び点検すべき設備

| 点検の種類 | 点検の期間 | 消防用設備等の種類等 |
|----------------------|-------|--------------------|
| 定期点検 (外観点検及び機能点検) | 年1回 | ・消火器具 ・自動火災報知機 |
| 総合点検 | 年1回 | ・防排煙制御設備 ・誘導灯設備 |

(2) 点検結果の報告等

点検ごと又は3年に1回報告する。

※点検結果の報告等の各様式は、昭和50年消防庁告示第3号第4で定める別記様式又は昭和50年消防庁告示第14号で定める点検票の様式とする。

4 自家用電気工作物保安管理業務

敷地内に設置されている自家用電気工作物を電気事業法及び電気設備の技術基準を遵守し、適切に維持管理する。

(1) 自家用電気工作物の概要

| | | |
|-------|-------|-----------|
| ・設備内容 | 150 | キロボルトアンペア |
| ・最大電力 | 105 | キロワット |
| ・受電電圧 | 6,600 | ボルト |

(2) 点検の回数

月次点検 月1回、年次点検 年1回

(3) 履行細目

履行細目については、「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」に基づくものとする。

5 自動ドア保守管理業務

利用者の安全のため、館内自動ドア設備を適正に維持管理する。

(1) 対象機器

| |
|--------------------------------|
| ・自動ドア2台（機種：ナブコシステム（株）製DS-150S） |
|--------------------------------|

(2) 業務の内容

ア 保守定期点検 年3回以上

- ① 外観点検：装置の据付状況、構成部材の状況、各締結部の状況などを目視点検にて変形損傷の有無を確認。
- ② 機能点検：装置の構成部材及び機器類の機能が使用規格通りの正常性能の状況にあるかを点検確認。
- ③ 総合点検：装置及び付帯設備が連動して使用規格通りに正常作動し安全性能を確保しているかを総合的に確認。

イ 故障対応

自動ドア設備の故障等に対しては、速やかに対処し復旧に努める。

6 冷暖房空調給排水衛生設備保守運転業務

建物内に設置されている冷暖房校長機械の運転を行い、これに付随する一切の設備及び給排水衛生設備の保守管理整備記録等を実施する。

(1) 冷暖房空調関係保守運転業務

ア 日常点検

- ① パッケージエアコン（館内）のスイッチの入、切
- ② エアハンドリングユニット（プール内）のスイッチの入、切
- ③ 送・排風機（プール内）の点検
- ④ 天井扇の点検
- ⑤ モーター及びポンプ類の回転音の監視

- ⑥ 外気及び室内温度の点検調整記録
- ⑦ 各計器の指示監視
- ⑧ 室内外ユニットの点検
- ⑨ 各種警報装置の監視並びに表示ランプの点検
- ⑩ 各機器の外部点検清掃
- ⑪ 各種消耗品の使用量の記録及び受入監視
- ⑫ 機械室の整理清掃
- ⑬ 官公庁への諸届出及び連絡に関する事務
- ⑭ パッケージフィルターの清掃

イ 定期点検

| 機器等名称 | 点検回数 |
|-----------------------------------|-------|
| ・ CV-065-EXエアハンドリングユニット | 年2回以上 |
| ・ HP-1 一次温水ポンプ ボイラー循環 | |
| ・ HP-2 二次温水ポンプ 床暖系 | |
| ・ HP-3 二次温水ポンプ 空調直暖系 | |
| ・ HP-4 二次温水ポンプ プール昇温系 | 年4回以上 |
| ・ RSXY8GAパッケージエアコン室外機 (マルチタイプ) | |
| ・ RSXY20GAパッケージエアコン室外機 (マルチタイプ) | |
| ・ FXYC100Gパッケージエアコン室内機1台 (マルチタイプ) | |
| ・ FXYC80Gパッケージエアコン室内機3台 (マルチタイプ) | |
| ・ FXYC63Gパッケージエアコン室内機3台 (マルチタイプ) | |
| ・ FXYC50Gパッケージエアコン室内機3台 (マルチタイプ) | |
| ・ FXYC40Gパッケージエアコン室内機1台 (マルチタイプ) | |
| ・ FXYC25Gパッケージエアコン室内機1台 (マルチタイプ) | |

メーカー及び外注業者との連絡を密にし、各機器の定期点検に立ち会うものとする。

(2) 給排水衛生設備保守点検

ア 日常点検

- ① 衛生水道関係各種ポンプその他機器の運転及び計器類等の監視
- ② 水道使用量の記録
- ③ 受水槽の警報及び表示ランプの点検整備
- ④ 便所、洗面所等の巡回点検及び軽微な補修
- ⑤ 温水シャワーの機能点検整備
- ⑥ 官公庁への届出、連絡、事務

イ 定期点検

メーカー及び外注業者との連絡を密にし、各機器の定期点検に立ち会うものとする。

- (3) 点検報告
点検作業終了後、必要事項を記入し点検作業報告書を提出する。
 - ア 機器メーカー、型式、製造年等
 - イ 消耗部品
 - ウ 調整、改修、修理内容
 - エ その他上記内容を参考に点検報告書を作成
- (4) 緊急対応
空調設備の故障等に対しては、速やかに対処し復旧に努める。
- (5) 冷媒管理
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく点検を実施する。

7 設備管理業務

館内に設置されている電機、機械、機器、冷暖房、空調、給排水衛生設備等全般の設備について、以下に定める仕様による設備維持管理、点検、運転、監視を行う。

設備要員を適正配置し、関係法令の定めるところに準拠し、下記の設備について操作及び監視を適切に、かつ着実に実施する。

- (1) 施設機械・機器の運転操作及び監視
 - ア 電気設備関係の運転、操作及び監視（受変電設備、弱電設備、その他）
 - イ 機械設備関係の運転、操作及び監視（温水ボイラー設備、自動塩素滅菌装置）
 - ウ 危険物地下タンク貯蔵所の監視
 - エ 冷暖房空調設備の運転操作及び監視（パッケージエアコン、エアハンドリング、排気ファン4）
 - オ 給排水衛生設備の点検
- (2) 必要となる資格
乙4類危険物取扱者免許の資格を持ち、知識が豊富な経験者

8 建築物環境衛生管理業務

衛生的な環境を提供するため、次の事項を実施し館内の環境衛生を常に良好な状態に保つこと。

- (1) 建築物環境衛生管理
 - ア 維持管理業務計画の立案
 - イ 維持管理業務の全般的監督
 - ウ 環境衛生管理に関する測定（空気環境測定年6回以上含む）、又は検査の実施とその結果の評価
 - エ 環境衛生上の維持管理に必要な各調査の実施とその結果の評価
 - オ 環境衛生管理上必要な意見の市への具申
 - カ 環境衛生管理に必要な諸書類の作成及び関係図面、書類等の保管

キ その他必要な業務

(2) 受水槽清掃

受水槽（8 m³）の清掃、消毒を年1回以上実施し清掃後に、給水管の末端より水を採取し、一般項目の検査を実施するものとする。

(3) 水質検査（飲料水・プール水）

| 項目 | 実施回数 | 測定項目 | 検体数 |
|------|------|----------|-----|
| 飲料水 | 年1回 | 飲料水28項目 | 1検体 |
| プール水 | 年1回 | 総トリハロメタン | 1検体 |
| プール水 | 年12回 | プール水6項目 | 4検体 |

(4) 空気環境測定

| 対象施設 | 実施回数 | 測定項目 | 測定箇所 |
|-------|------|----------------------------|-------------------------|
| プール室内 | 年6回 | 炭酸ガス濃度、温度、湿度、気流、一酸化炭素、浮遊雲人 | 3箇所 1箇所を1日 3回測定する |

(5) 害虫駆除（年3回以上）

| 対象施設 | 実施回数 | 備考 |
|----------|-------|-----------------|
| プール室内は除く | 年3回以上 | 市担当課と十分協議のうえ行う。 |

(6) 実施期日

定期測定、その他業務の実施日については、事前に市担当課へ連絡し、実施方法等を協議する。

(7) 資格

本業務に当たっては、各業務に適合した資格を持ち、経験豊富な者を充てるものとする。

(8) その他

ア 測定記録の提出、報告。

結果報告書を測定実施後、問題点があると認められる場合は、その状況を報告書に記載のうえ、市担当課に連絡し、対策を講じること。

イ 測定記録の保管

各種業務の測定記録、その他維持管理に必要な書類は、5年間の保存に耐えるよう整理・保管すること。

ウ その他

各機器に破損等が生じた場合、市担当課に報告し、対策を講じること。

エ プール水、水質検査の結果を幸手保健所へ報告する。

9 電気設備保守点検業務

電気事業法電機設備技術基準、保守規程並びに関係法規を遵守し建物に設置されている電機設備の安全な運転操作と適切な保守点検を行うものである。

(1) 日常点検

- ア 分電盤、機械室等の諸設備の巡回点検
- イ 回転機器、異温、異臭、給油状態点検
- ウ 各設備全般点検
- エ 低圧配電盤、分電盤、操作盤、スイッチ類の点検
- オ 各計器等指示値修正及び工具、予備計器、予備ヒューズ点検
- カ 電気時計、放送設備の点検
- キ 配電線収納ダクト及び配線類の外観点検
- ク 蛍光灯及び電球類の取替
- ケ 各種警報装置の点検

(2) 定期点検

メーカー及び外注業者との連絡を密にし、各機器の定期点検に立ち会うものとする

10 機械・機器設備関係保守運転業務

快適なプール環境を提供するため、温水ボイラー、濾過装置及び自動塩素滅菌装置の適正な維持管理を行う。

(1) 対象機器及び点検回数

| 機器等名称 | 点検回数 |
|--------------------------------------|-------|
| ・CVL-1350KM-2 温水ボイラー | 年2回以上 |
| ・SVA-2100 プール循環濾過装置 | |
| ・SVA-800 オーバー水用濾過装置 | |
| ・PX-12、PX-31 自動塩素滅菌装置 | |
| ・LX-226-NP-32 熱交換機 | |
| ・各弁類、計器類、配管、モーター、バルブ類、操作スイッチ等の保守点検整備 | 随時 |
| ・温水ボイラーの本体、燃焼装置、自動制御装置の点検調整 | |
| ・濾過装置及び自動塩素滅菌装置の点検調整 | |
| ・各弁類、計器類、配管、モーター、バルブ類、操作スイッチ等の点検調整 | |
| ・プール水の残留塩素濃度の測定、調整、記録 | |

(2) ばい煙測定

| 対象施設 | 実施回数 | 備考 |
|--------|------|--------------------|
| 温水ボイラー | 年2回 | 大気汚染防止法によるばい煙測定の実施 |

(3) その他

- ア 長時間を要する整備については、市担当課と協議の上、休館日に実施することを原則とする。
- イ 監督官庁の検査並びに、その他市が必要と認めた際は、市担当課職員を立会いさせること。
- ウ 市の用意した設備類の予備品、消耗品、工具類はその保全に努めること
- エ 業務上の問題点については、市担当課と綿密に連絡を図り相互に協力すること。

11 機械警備業務

施設の破壊や財産の盗難等を防止し、財産の保全を図るため機械警備を実施する。

<現在の状態>

| | |
|-------------|--|
| 委託先 | ALSOKガードシステム |
| 業務の種類 | ・盗難防止 ・防火監視 ・不良行為の発見と拡大防止 |
| 警備時間 | 警備装置作動の信号を受けてから警報装置解除の信号まで。 |
| 異常発生時における処置 | 異常が発生したときは機動隊を急行し、異常事態を確認するとともに、必要に応じて関係機関へ連絡する。 |
| 事故報告書の提出 | 警備実施期間中に事故が発生したとき、事故報告書を提出する。 |

12 危険物地下タンク貯蔵所（灯油8000ℓ）保守点検業務

施設敷地内に設置されている危険物貯蔵所の適切な保守点検を行い、事故の発生を防止する。

(1) 日常点検

- ア 汚染、破損、亀裂、異音、異臭、異常発熱、錆、腐食、油漏れ及び雨水等の混入等の点検
- イ 上部スラブの亀裂、沈下等の点検
- ウ 燃料使用量及び残量の点検記録

(2) 定期点検

- ア 通気管、計測装置の点検。
- イ 漏えい検査管の点検。

- ウ 配管・バルブ等の点検。
- エ ポンプ設備の点検。
- オ 消防法による気密検査 3年1回
- カ メーカー及び外注業者との連絡を密にし、各機器の定期点検を実施し、必要に立ち会うものとする。

(3) その他

- ア 長時間を要する整備については、市担当課と協議の上、休館日に実施することを原則とする。
- イ 監督官庁の検査並びに、その他市が必要と認めた際は、市担当課職員を立会いさせること。
- ウ 市の用意した設備類の予備品、消耗品、工具類はその保全に努めること。
- エ 業務上の問題点については、市担当課と綿密に連絡を図り相互に協力すること。

13 清掃及び除草業務

利用者に快適な環境を提供するため、日常清掃及び定期清掃を作業基準に基づき実施する。

(1) 日常清掃作業基準

| 作業箇所 | 作業内容 |
|---------------|--|
| 床面部分 | ・ Pタイル、タキロン等部分を掃除機・モップ等を使用し、除塵、拭き清掃を実施する。 |
| 洗面所及び流し台 | ・ 陶器類を（洗面器、便器）薬品で洗浄後、清水で仕上げ、何時でも使用できる状態を維持する。特に、女子洗面所の汚物は速やかに処理する。 ・ また、トイレトペーパー、石鹼液（殺菌・消毒用）の補充をし、流し台の清掃は、常に清潔な状態を維持する。 |
| 金属部分及びガラス | ・ 玄関まわりのガラスドア及びマット類の手入れを行い、その他の金属磨きを行う。 |
| 椅子、テーブル等の什器備品 | ・ 材質に応じて清掃を行い、常に清潔な状態を保つように処理する。 |
| 紙屑入れ等 | ・ 各室の紙屑等は、巡回して見苦しくない状態を保つように処理する。 |
| 外周及び外構 | ・ 玄関前、駐車場、植込み等の外回り全体の掃き掃除及び投棄物除去、排水溝の清掃を行う。（玄関、外階段の洗浄含む） |
| 壁面等 | ・ 扉、間仕切、棚等の埃及び汚れを適時除去する。 |

(2) 定期清掃基準

| 作業箇所 | 回数 | 作業内容 |
|---|--------|---|
| 事務室 ロビー 階段 給湯室 講習室 救護室 | 年4回以上 | ・床は、ほこりを取り除いた後、洗浄し、乾燥後ワックスがけを行う。 汚れがひどい場合は、剥離剤による汚れの剥離を行う。 |
| 男女更衣室 障がい者更衣室 2階廊下、ラウンジ、階段 プールサイド、タキロン部分 | 年12回以上 | ・タキロン部分は、凹凸に汚れが残りやすい為適正洗剤を用いて機械洗浄し汚れを除去する。 ・金属部分は、専用クリーナーで錆、汚れを落とし、乾燥仕上げを行う。 |
| プール槽 (25m・幼児) | 年2回以上 | ・プール槽内の水を抜き専用洗剤により汚れを落とし、洗浄を行う。 ・金属部分は、専用クリーナーで錆、汚れを落とし、乾燥仕上げを行う。 |
| ガラス・サッシ | 年2回以上 | ・専用洗剤を塗布し、スクイジーによって汚れを取り除く。窓枠サッシ等に付いた汚水は、乾布等にて拭き取り仕上げする。 |
| 網戸 | 年1回以上 | ・専用洗剤により汚れを落とし、洗浄を行う。 |
| 照明器具(プール室照明は除く) | 年2回以上 | ・照明器具については、球及び笠の内・外側の汚れを洗剤で拭く。 |

(3) その他

- ・敷地内の保全と美観を維持するため、必要に応じて、敷地内の清掃及び除草、剪定等を実施すること。
- ・定期清掃は原則として休館日に実施する。
- ・なお、作業実施に当たっては、来館者に不快感を抱かせないように、誠実な態度で当たらなければならない。

14 特定建築物定期調査

3年ごとに特定建築物定期調査を行う。

15 建築設備等定期検査

毎年行う建築設備、防火設備の定期検査を行う。

【3】鷺宮体育センター管理業務仕様書

1 施設名称及び概要

| | | | |
|------|--------------------------|----------------------|--|
| 名 称 | 鷺宮体育センター | | |
| 施設概要 | 鉄骨造り 延床面積 | 1,080 m ² | |
| | アリーナ | 750 m ² | |
| | 【体育館施設】 | | |
| | ・事務室、ミーティングルーム、談話ロビー、更衣室 | | |
| | 【附属設備】 | | |
| | ・駐車場、駐輪場、単独浄化槽、消火栓 | | |

2 消防用設備等点検業務

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)17条第1項の規定により設置されている、消防用設備等に係る同法第17条の3の3で定められている定期点検を実施する。

(1) 点検の種類と期間及び点検すべき設備

| 点検の種類 | 点検の期間 | 消防用設備等の種類等 |
|----------------------|-------|-----------------------------|
| 定期点検 (外観点検及び機能点検) | 年1回 | ・消火器具 ・自動火災報知機 ・誘導灯設備 |
| 総合点検 | 年1回 | ・消火器具 ・自動火災報知機 ・誘導灯設備 |

(2) 点検結果の報告等

点検ごと又は3年に1回報告する。

※点検結果の報告等の各様式は、昭和50年消防庁告示第3号第4で定める別記様式又は昭和50年消防庁告示第14号で定める点検票の様式とする。

3 施設、器具保守点検業務

安全で快適に施設等の利用を提供するため、施設及び器具の点検を実施する。

(1) 日常点検

以下の設備等について、日頃より点検を行うこと。

- ア 玄関、アリーナ、用具室、トイレ、男女更衣室等
- イ バドミントン、バレーボールネット等の破損状況

(2) 定期点検

| 点検項目 | 実施回数 |
|-----------------------------------|------|
| ・防球ネット6張(手動ウインチ含む) ・バスケットゴール1対 | 年1回 |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・バドミントン、バレーボールポール ・卓球台 ・得点板 ・その他 | |
|---|--|

(3) 点検内容

ア 器具の油もれやボルトのゆるみ及びネジの変形、カバーの亀裂や剥がれ、枠のゆがみ、電気系統について保守点検を行う。

イ 体育器具を常時最良の状態に維持するため、器具の点検及び故障の修理を行う。

ウ 特に利用者の立場に立ち、安全を第一の目的として器具等の点検に当たり、故障等が発生した場合、速やかに必要な点検調整及び修理を行う。

エ 業務中に不注意で器具等を破損した場合は、直ちに報告するとともに損害賠償の責を負う。

オ 業務完了後、点検報告書を作成保管する。

4 清掃業務

利用者に快適な環境を提供するため、日常清掃及び定期清掃を作業基準に基づき実施する。

(1) 日常清掃作業基準

| 作業箇所 | 作業内容 |
|---------------|--|
| 床面部分 | ・ P タイル部分を掃除機・モップ等を使用し、除塵、拭き清掃を実施する。 |
| 洗面所及び流し台 | ・ 陶器類を（洗面器、便器）薬品で洗浄後、清水で仕上げ、何時でも使用できる状態を維持する。特に、サニタリーボックス及び女子洗面所の汚物は速やかに処理する。 ・ また、トイレトーパー、石鹼液（殺菌・消毒用）の補充をし、流し台の清掃は、常に清潔な状態を維持する。 |
| 金属部分及びガラス | ・ 玄関まわりのガラスドア及びマット類の手入れを行い、その他の金属磨きを行う。 |
| 椅子、テーブル等の什器備品 | ・ 材質に応じて清掃を行い、常に清潔な状態を保つように処理する。 |
| 紙屑入れ、灰皿 | ・ 各室の紙屑、吸殻等は、巡回して見苦しくない状態を保つように処理する。 |
| 外周及び外構 | ・ 玄関前、駐車場、植込み等の外回り全体の掃き掃除及び投棄物除去、排水溝の清掃を行う。（玄関、外階段の洗浄含む） |
| 壁面等 | ・ 扉、間仕切、棚等の埃及び汚れを適時除去する。 |

(2) 定期清掃

| 作業箇所 | 回数 | 作業内容 |
|----------------------------------|-------|---|
| 事務室 ミーティングルーム 休憩所 男女更衣室 | 年4回以上 | ・床は、ほこりを取り除いた後、洗浄し、乾燥後ワックスがけを行う。 汚れがひどい場合は、剥離剤による汚れの剥離を行う。 |
| ガラス・サッシ(アリーナ部分は除く) | 年2回以上 | ・専用洗剤を塗布し、スクイジーによって汚れを取り除く。窓枠サッシ等に付いた汚水は、乾布等にて拭き取り仕上げする。 |
| 照明器具(アリーナ部分は除く) | 年2回以上 | ・照明器具については、球及び笠の内・外側の汚れを洗剤で拭く。 |

(3) モップの取替業務

- ・体育館用大型モップ 月初めに交換 月10枚 年間120枚

5 浄化槽施設保守点検業務

浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)等の根拠法令に基づき、浄化槽を適正に管理する。

(1) 対象物件

単独浄化槽 分離接触ばっ気方式 50人槽

(2) 業務の内容

ア 保守点検 年4回

イ 法定検査 年1回

ウ 清掃 年1回

エ その他、故障あるいは異常等が発生した場合の対応

(3) 報告書作成

それぞれの点検実施にあたっては、その都度その点検結果を報告書にまとめ市担当課に提出する。

6 特定建築物定期調査

3年ごとに特定建築物定期調査を行う。

7 建築設備等定期検査

毎年行う建築設備定期検査を行う。

【4】 鷺宮運動広場管理業務仕様書

1 施設名称及び概要

| | |
|------|---|
| 名 称 | 鷺宮運動広場 |
| 施設概要 | 多目的グラウンド 敷地面積 13,447㎡ 夜間照明設備 6基(108球) 【附属設備】 ・キュービクル、単独浄化槽、散水栓、トイレ |

2 自家用電気工作物保安管理業務

敷地内に設置されている自家用電気工作物を電気事業法及び電気設備の技術基準を遵守し、適切に維持管理する。

(1) 自家用電気工作物の概要

| | | |
|-------|-------|-----------|
| ・設備内容 | 150 | キロボルトアンペア |
| ・最大電力 | 105 | キロワット |
| ・受電電圧 | 6,600 | ボルト |

(2) 点検の回数

月次点検 月1回、年次点検 年1回

(3) 履行細目

履行細目については、「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」に基づくものとする。

3 運動広場保守管理業務

利用者に安全で快適な環境を提供するため、設備の保守管理を行う。

(1) 夜間照明設備管理

- ア 夜間照明設備のタイマー設定を行い、照明時間を管理する。
- イ 夜間照明設備利用者に対する設備の鍵の貸し出し、回収を行う。
- ウ 夜間照明設備が故障した場合、速やかに修繕する。

(2) グラウンド整備

- ア 定期的にグラウンド整備を行う。
- イ 定期的に除草作業を行う。
- ウ グラウンドに散布する川砂を適時購入して場内に配置する。
- エ ライン引きに使用する石灰を適時購入して物置に配置する。
- オ 排水溝の上に流れてくる土砂の確認をする。

(3) 附属設備管理

- ア グラウンド内に設置されている構造物を管理する。
(ベンチ、フェンス、散水栓、物置)

- イ グラウンド用備品を管理する。
(トンボ、ライン引き、ベース、サッカーゴール、スポーツ石灰)

4 清掃業務

利用者に快適な環境を提供するため、定期清掃を作業基準に基づき実施する。

(1) 業務内容及び作業基準

- ア トイレ清掃 1箇所(大便器2、小便器1)
 - ・清掃、ペーパー補充等
- イ 広場内及び周辺のゴミ拾い、分別、片付け
- ウ 作業回数
 - ・週2回以上

(2) その他

- ア 器物の破損などを発見した場合は、速やかに市担当課まで報告すること。
- イ 分別したゴミについては、適正に処分すること。
- ウ トイレの消耗品については、清掃の都度確認をして補充すること。

5 浄化槽施設保守管理業務

浄化槽法(昭和58年5月18日法律第43号)等の根拠法令に基づき、浄化槽を適正に管理する。

(1) 対象物件

単独浄化槽 全ばっ気方式 30人槽

(2) 業務の内容

- ア 保守点検 年6回
- イ 法定検査 年1回
- ウ 清掃 年1回
- エ その他、故障あるいは異常等が発生した場合の対応

(3) 報告書作成

それぞれの点検実施にあたっては、点検結果を保管する。

【5】南栗橋スポーツ広場

1 施設名称及び概要

| | |
|------|---|
| 名 称 | 南栗橋スポーツ広場 |
| 施設概要 | 多目的グラウンド 敷地面積 35,200㎡ 【附属施設】 ・水道3箇所、電気（電源）3箇所、常設トイレ、仮設トイレ1基 |

2 南栗橋スポーツ広場保守管理業務

利用者に安全で快適な環境を提供するため、グラウンドを良好な状態に保つ。

(1) 芝地及び周辺管理

| 業務内容 | 面積（長さ） | 施工時期 | 施工回数 |
|-------------|---------|---------|------|
| 芝生内機械除草 | 18,700㎡ | 夏2回・秋1回 | 年3回 |
| 施肥工 | 18,700㎡ | 夏2回・春1回 | 年3回 |
| グラウンド周辺機械除草 | 1,340㎡ | 夏2回・秋1回 | 年3回 |
| 周辺生垣剪定 | 351㎡ | 9月 | 年1回 |

※施工する際はスポーツ広場の利用者等に充分注意をし、支障の無いように施工に努めること

※施行時期、施行回数は作業の目安とする

(2) トイレ清掃業務

南栗橋スポーツ広場内に設置してあるトイレ（常設トイレ1箇所、仮設トイレ1箇所）の清掃（週2回以上）及びトイレトペーパーの補充並びに仮設トイレの汲み取りを必要に応じて行うこと。

(3) グラウンドの安全管理

グラウンドの状況に応じて、レーキ掛けや転圧ローラー掛けを実施し、利用者が安全にグラウンドをできるように整備すること。

3 その他業務

(1) スポーツトラクターの使用及び管理

南栗橋スポーツ広場内の倉庫に格納してあるスポーツトラクターについては、主に芝刈用として使用できるものとする。

ただし、使用にあたっては軽油代、及び年1回の保守点検整備費用は、指定管理者が負担する。また、同倉庫内にあるグラウンドレーキマットも必要に応じてグラウンド整備に使用し、良好な状態を保つものとする。

(2) 水道について

散水及び飲水用としてトイレを含め3箇所あるが適正な管理及び使用料は指定管理者の負担とする。

(3) 電気について

常設トイレ、体育祭時の放送設備用電源、軟式野球場ネット裏電源の3箇所に配電盤があり適正な管理及び使用料は指定管理者の負担とする。

(4) スポーツ石灰について

スポーツ石灰を用意すること。

【6】栗橋B&G海洋センター管理業務仕様書

1 施設名称及び概要

| | |
|------|---|
| 名 称 | 栗橋B&G海洋センター |
| 施設概要 | 【体育館】 鉄骨作り2階建て 延床面積 2,154 m ² ・第1体育室 延床面積 852.8 m ² (アリーナ) ・第2体育室(2階) 延床面積 430.5 m ² (武道場等) ・ミーティングルーム 延床面積 57.0 m ² ・事務室、ロビー、更衣室 【プール施設】 鉄骨上屋付プール 施設面積 833 m ² ・大プール、25m×13m 深さ1.2m ・幼児用プール10m×6m 深さ0.5~0.6m 【附属施設】 ・濾過器 1基、ボイラー1基、上下水道施設、消火栓、救護室 |

2 (公財) B&G財団に関する業務

(公財) B&G財団(以下「B&G財団」という。)との施設等無償譲渡契約書の遵守事項を実施すること。

(1) B&G財団認定指導員の配置

常勤のB&G財団認定指導員センター・インストラクターの資格取得者、又は取得予定であるものを1名以上配置すること。

(2) 利用者報告

B&G財団ホームページにより体育館施設等及びプール施設の利用者の報告を毎日行う。

(3) B&G財団が行う評価の維持

B&G財団が行う研修・事業等に参加協力することにより、B&G財団が行う評価を現在の「特A」を維持するよう努力すること。

B&G財団が推奨する水辺の安全教室について学校等から要請があった場合は、3人以上の人員(指導員1人を含む)を確保し、実施すること。ただし、依頼数が年4回以上となる場合は、市と協議し、実施回数などの調整を行うことを可とする。

3 消防用設備等保守点検業務

消防法(昭和23年7月24日法律第186号)17条第1項の規定により設置されている、消防用設備等に係る同法第17条の3の3で定められている定期点検を実施する。

(1) 点検の種類と期間及び点検すべき設備

| 点検の種類 | 点検の期間 | 消防用設備等の種類等 |
|----------------------|-------|-------------------|
| 定期点検 (外観点検及び機能点検) | 年1回 | ・消火器具 ・自動火災報知機 |
| 総合点検 | 年1回 | ・非常警報設備 ・誘導灯設備 |

(2) 点検結果の報告等

点検ごと又は3年に1回報告する。

※点検結果の報告等の各様式は、昭和50年消防庁告示第3号第4で定める別記様式又は昭和50年消防庁告示第14号で定める点検票の様式とする。

4 自家用電気工作物保安管理業務

敷地内に設置されている自家用電気工作物を電気事業法及び電気設備の技術基準を遵守し、適切に維持管理する。

(1) 自家用電気工作物の概要

| | | |
|-------|-------|-----------|
| ・設備内容 | 80 | キロボルトアンペア |
| ・最大電力 | 61 | キロワット |
| ・受電電圧 | 6,600 | ボルト |

(2) 点検の回数

月次点検 月1回、年次点検 年1回

(3) 履行細目

履行細目については、「自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書」に基づくものとする。

5 機械警備業務

施設の破壊や財産の盗難等を防止し、財産の保全を図るため機械警備を実施する。

<現在の状態>

| | |
|-------------|---|
| 委託先 | ALSOKガードシステム |
| 業務の種類 | ・防犯サービス ・火災監視サービス |
| 警備時間 | 原則として、閉館している間とする。ただし、休館日については終日とする。 |
| 異常発生時における処置 | 警報機器により異常の発生が伝達された場合は、緊急対処、及び警察機関又は消防機関への通報を行う。 |
| 事故報告書の提出 | 業務実施時間中に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について事故報告書を提出する。 |

6 清掃業務

利用者に快適な環境を提供するため、日常清掃及び定期清掃を作業基準に基づき実施する。

(1) 日常清掃作業基準

| 作業箇所 | 作業内容 |
|----------------|--|
| 床面部分 | ・ Pタイル、タキロン等部分を掃除機・モップ等を使用し、除塵、拭き清掃を実施する。 |
| 洗面所及び流し台 | ・ 陶器類を（洗面器、便器）薬品で洗浄後、清水で仕上げ、何時でも使用できる状態を維持する。特に、サニタリーボックス及び女子洗面所の汚物は速やかに処理する。 ・ また、トイレトーパー、石鹼液（殺菌・消毒用）の補充をし、流し台の清掃は、常に清潔な状態を維持する。 |
| 金属部分及びガラス | ・ 玄関まわりのガラスドア及びマット類の手入れを行い、その他の金属磨きを行う。 |
| 椅子、テーブル等の什器備品の | ・ 材質に応じて清掃を行い、常に清潔な状態を保つように処理する。 |
| 紙屑入れ等 | ・ 各室の紙屑等は、巡回して見苦しくない状態を保つように処理する。 |
| 外周及び外構 | ・ 玄関前、駐車場、植込み等の外回り全体の掃き掃除及び投棄物除去、排水溝の清掃を行う。（玄関、外階段の洗浄含む） |
| 壁面等 | ・ 扉、間仕切、棚等の埃及び汚れを適時除去する。 |

(2) 定期清掃

| 作業箇所 | 回数 | 作業内容 |
|---|-----------|--|
| 玄関 ホール 廊下 階段 事務室 ミーティングルーム | 月1回 以上 | ・ 床は、ほこりを取り除いた後、洗浄し、乾燥後ワックスがけを行う。 汚れがひどい場合は、剥離剤による汚れの剥離を行う。 ※玄関は洗浄のみ |
| 第1体育室、第2体育室の木質部分 | | ・ 床のモップ磨きをする |
| ホール 階段 事務室 ミーティングルーム | 年2回 以上 | ・ 専用洗剤を塗布し、スクイジーによって汚れを取り除く。窓枠サッシ等に付いた汚水は、乾布等にて拭き取り仕上げする。 |

(3) その他

ア モップ取替え業務

第1体育室の床拭きモップの取替えを定期的を実施する。

- ・体育室用大型モップ（ダスキン） 月8枚 月始めに交換、年間96枚

イ 植栽管理

栗橋B&G海洋センターの植栽管理（草刈業務・立ち木の選定）については年間を通して行うこと。

ウ 貯水槽の清掃

建築物衛生法施行規則第4条及び水道法施行規則第55条で規定する年1回の清掃を行う。

7 プール監視等業務

利用者の安全及び快適なプール環境を提供するため、プール監視員による安全監視や利用者の安全確保に必要な業務を実施すること。

(1) プール利用時間

午前9時から午後9時

(2) 監視員の配置人数

業務を確実かつ円滑に実施できるように適正な人員を配置すること。

(3) 業務内容

ア 利用者の安全確保に関すること。

- ・利用者の安全確保のためのプール内及び水中の監視の実施。
- ・プール槽及びプールサイドの安全点検の実施。
- ・溺水者感知システム等を設置するなど、プール監視体制を強化すること。

イ 点検・清掃等に関すること。

- ・開館前、閉館後にプール内及びプール周辺の安全点検及び清掃の実施。
- ・開館前のプールまわりの準備及び閉館後の片付けの実施。
- ・プール浮遊物及び水底沈殿物の除去。・その他、適時、点検・清掃の実施。

ウ 緊急時の対応に関すること。

- ・プール内での事故等発生時には、直ちに事故者を引き上げ保温・人工呼吸等の応急措置を行うとともに消防署等への緊急通報を行うこと。なお、消防救急隊又は医師へ引き渡すまでの間は救助活動を続けること。
- ・ケガ人や気分が悪くなった者に応急手当をするとともに、状況により消防署へ緊急要請をすること。
- ・市担当課へ直ちに報告すること。

エ 水質検査

・埼玉県プールの安全安心要綱第8条に基づき水質検査を期間中月1回程度実施する。検査項目はプール水6項目 水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、残留塩素濃度、大腸菌、一般細菌及び総トリハロメタンとする。また、結果については幸手保健所に報告すること。

- ・採水地点は大プール3地点、小プール1地点とする。

オ プール上屋管理

- ・本プールは夏期期間の営業のため及び上屋を紫外線から守り長期間利用するためプール期間開業前に上屋の取り付け及び終了後時清掃後取り外しを行い所定の収納庫に収納する。

カ 救護室管理

- ・外観等に異常がないか日常的に確認すること。
- ・プール運営期間中は、定期的に清掃を行うこと。

キ オフシーズンのプール管理

- ・プール休業中の管理は防火水槽の機能を維持しつつ、プール内の藻の発生を防ぐための薬注をする。また、上屋の無い状態のため浮遊物等は随時回収しきれいにしておく。なお、コースロープ及び監視台も劣化を防ぐため、保管庫に保管する。また、プール内の大時計、拡声器スピーカー、換気扇も風雨から守るためビニール等で覆う。

ク その他

- ・プール開業前には、プール開業届、プール終業後にはプール休業届を幸手保健所に提出すること。
- ・上記に定めるものの他、利用者の安全確保やプール運営に関し必要な業務を実施すること。

(4) 監視員の留意事項

ア プールの監視に従事する者は、利用者の安全の確保及び応急処置がとれるよう訓練を行うこと。

イ 監視に従事する者は、公益財団法人日本体育施設協会認定の水泳指導管理士、日本赤十字社水上安全講習及び普通救命講習等の終了資格を有する者など、水泳プールの維持管理、事故防止の安全指導や救助等を目的とした資格を有する者。

ウ 監視員は自己に与えられた業務内容を熟知し、遂行すること。

エ 監視員は業務場所が公共施設であることを十分理解し、言葉遣い、態度等に注意し、誠実かつ親切で公平な態度で接すること。

オ 利用者の安全確保を第一とし、事故等の発生がないよう十分配慮すること。

カ 利用者に対し、注意事項を遵守させ、安全で快適なプールの運営に努めること。

キ 監視員は、常に体調を整え、いつでも入水可能な状態にしておくこと。

ク 危険な行為の早期発見及び指導を行うこと。

ケ 救助用具を常に整備しておくこと。

コ 人工呼吸等応急措置を的確にできるよう、常に訓練しておくこと。

サ 注意事項及び休憩時間等の放送を行うこと。

8 濾過装置保守管理業務

本業務は、濾過装置を適正に維持管理し、プールの水質を常に安全で衛生的な状態に保つため実施する。

- (1) 業務対象機器（台数）、及び装置形式並びに点検回数
 - ア 珪藻土濾過装置（1台） TSA-2S型（トースイ） プール開業前、後
 - イ 濾過ポンプ（1台） 100SQG57.5A（エバラ） プール開業前、後
 - ウ 薬注装置（1台） NFH100-ACF-M（ニッキソー） プール開業前、後
 - エ プールスキッド用薬注装置（1台）
NFF30-ACF-M（ニッキソー） プール開業前、後
- (2) 点検報告
点検作業終了後、必要事項を記入し点検作業報告書を提出する。
 - ア 機器メーカー、型式、製造年等
 - イ 消耗部品（ベルトNo、ベアリングNo等）
 - ウ 調整、改修、修理内容
 - エ その他上記内容を参考に点検報告書を作成
- (3) 緊急対応
濾過装置の故障等に対しては、速やかに対処し復旧に努める。

【参考】

B & G財団認定指導員センター・インストラクター履修時間及び内容

・センター・インストラクター養成研修

合計180時間以上

| 項目 | 教科内容 | 時間 |
|-----|--|------|
| 学科 | 財団事業概要、海洋性レクリエーション総論、海洋性レクリエーション活動と安全、海洋センター管理・運営 | 19時間 |
| 実技 | 集団行動法、カヌー実技、ヨット実技、水泳実技、海洋性レクリエーション | 93時間 |
| 実習 | 海洋性レクリエーション指導実習、救助法・救助法、施設・器材管理、環境学習、財団プログラム、心肺蘇生法講習 | 58時間 |
| その他 | 開講式・閉講式、各種試験、講話、オリエンテーション 他 | 10時間 |

※履修時間・内容は、「B & G指導員の養成及び研修の教科に関する達」に基づく。

9 特定建築物定期調査

3年ごとに特定建築物定期調査を行う。

10 建築設備等定期検査

毎年行う建築設備定期検査を行う。

【7】緑1丁目テニス場

1 施設名称及び概要

| | |
|------|---|
| 名 称 | 緑1丁目テニス場 |
| 施設概要 | テニス場（軟式テニス）2面 敷地面積 1,603.52㎡ 【附属施設】 ・水道 |

2 保守管理用務

(1) 水道の管理

- ア 適正な管理及び使用料は指定管理者の負担とする
- イ 水道が故障した場合、速やかに修繕する

(2) テニス場整備

- ア 定期的にテニス場の整備を行う
- イ 定期的にテニス場及びテニス場フェンス内の除草作業を行う
- ウ グラウンドに散布する川砂を適時購入して場内に配置する
- エ ライン引きに使用する石灰を適時購入して場内に配置する

(3) 附属設備管理

- ア テニス場内にある構造物を管理する
- イ テニス場備品を管理する
(ローラー2台、ネットポール4本、ネット2本、ネット巻き用ハンドル2本、ブラシ3本、ライン引き2台、ライン引き用ロープ1式、石灰入れ1箱)